

平安女学院乳幼児教育学会会則

- 第1条（名称） 本会は、平安女学院大学乳幼児教育学会と称する。
- 第2条（目的） 本会は、乳幼児教育の重要性に鑑みて、広く保育に関する研究を推し保育者養成に寄与するとともに保育者が相互に研鑽しあい、学界・社会に貢献することを目的とする。
- 第3条（事業） 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 研究紀要の発行
 2. 研究集会、講演会、見学会等の事業
 3. その他本会の目的に合った事業
- 第4条（会員） 平安女学院大学子ども教育学部教員・学生・ならびにこれに準ずる者・その他本会の趣旨に賛同する者をもって構成する。
- 第5条（役員） 本会に、代表者1名・運営委員3名をおく。代表者及び運営委員には、子ども教育学部教員がこれに当たり、任期は2年とする。再任は妨げない。
- 第6条（会計） 本会の会計は、年会費として、教員・賛同者1,000円その他をもってこれにあてる。なお、学生の年会費は無料とする。
- （会計年度） 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年の3月31日までとする。
- 第7条（事務局） 本会の事務局は、「平安女学院大学幼児教育研究センター」に置く。
- 第8条（会員の権利）
1. 紀要「乳幼児教育学研究」を受け取ることができる。
 2. 紀要「乳幼児教育学研究」に寄稿することができる。
 3. 本会の行事に参加することができる。
 4. 本会の運営委員を選出し、また、運営委員に選出されること。
 5. 議事の報告を受けることができる。
- 第9条（会則の変更） 本規約を変更するには、会員の過半数の賛成を得なければならない。

[附則]本規則は2023年9月1日より施行する